



# 1世帯5万円 緊急支援給付金のご案内

☎ 保健福祉課 社会福祉係 ☎476-1111 (140・146)

## ●対象は住民税非課税世帯等です

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額	1世帯あたり5万円
給付金の支給時期	町が確認書（または申請書）を受理した日から3週間後が目安です。

## 支給対象となる世帯（Ⅰ・Ⅱのいずれかにあてはまる世帯）

**Ⅰ** 世帯全員の令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯

お住まいの市区町村から確認書が届きます（返送が必要）

※一部申請が必要な場合があります。  
令和4年9月30日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

### 給付金の支給手続き方法

#### ①世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、市区町村に返信してください。

#### ②世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にお住まいの市区町村の窓口に、直接または郵送でご提出ください。

**Ⅱ** 令和4年1月～12月の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

新型コロナの影響や物価高騰等により、予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

- 申請が必要です。
- 申請期限：**令和4年11月28日（月）～令和5年3月10日（金）**

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】 町保健福祉課社会福祉係

### 給付金の支給手続き方法

- 給付金を受け取るには**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にお住まいの市区町村の窓口に、直接または郵送でご提出ください。

（注）収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

- 【お問い合わせ先】 ○内閣府 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金  
コールセンター ☎0120-526-145  
受付時間/9:00～20:00（土日祝、年末年始を除く）  
○大崎町役場保健福祉課社会福祉係 ☎476-1111（内線140・146）